

はしがき

本書は、アジア経済研究所「経済協力と法制度研究」事業の一環として、平成13年度に実施した「アジア諸国における紛争解決と法」研究会の成果である。本研究会は、アジア諸国の紛争処理制度、プロセスおよび実態を分析することにより、これら諸国の法制度の基底にある問題点を解明することを目的とした3年プロジェクトの2年目である。

経済社会の急速な変化を経験しつつあるアジア諸国においては、増加し多様化する紛争を公正かつ実効的に処理するための紛争処理制度の整備が重要な課題となっている。紛争処理の必要から裁判所における訴訟手続だけでなく、裁判所あるいは行政機関、民間団体等による調停・仲裁などの多様な手続が提供されつつある。平成12年度「アジア諸国の裁判制度」研究会ではアジア諸国の司法制度およびその改革の課題を明らかにした（成果は、小林昌之・今泉慎也編『アジア諸国の司法改革』アジア経済研究所、2002年）。本研究会は、この成果を基礎に、紛争当事者の選択・利用を規定する諸要因を視野に入れながら紛争処理プロセスにおける裁判制度と裁判外紛争処理制度（Alternative Dispute Resolution）の相互関係に焦点を当て、司法制度の基底にある問題点を明らかにした。また、イスラーム法などの固有法が適用される、通常裁判所とはパラレルな、あるいはサブシステムとして機能する紛争処理制度についても検討を行なった。

対象国においては、裁判所の負担の軽減や低廉かつ迅速な解決の提供など現実のニーズに対応した制度の確立が求められており、裁判制度改革やADRの整備が進められている。しかしながら、紛争処理制度をより実効的なものとするためには、単に選択肢を増やすだけでなく、裁判制度や多様なADRがより有機的に結びつけられた紛争処理制度を設計することが課題となって

いる。また、伝統的な価値観に依拠した紛争処理制度の再構築を模索する動きも注目される。

なお、紛争処理の実態の解明にあたっては現地研究者の協力が不可欠であるため、本研究会ではインド、タイ、中国、フィリピン、ベトナム、マレーシアの6カ国の法律研究機関と海外共同研究を行なった。この成果は、英文報告書“Dispute Resolution Process in Asian Countries”(IDE Asian Law Series)として各国別に刊行されている。また、海外共同研究者とのラウンド・テーブル・ミーティングの結果を、“Proceedings of the Roundtable Meeting - Law, Development and Socio-Economic Changes in Asia II”(IDE Asian Law Series)として刊行した。併せてご参照いただきたい(問い合わせは laws@ide.go.jp)。

最後に、発展途上国の法制度研究に関心をもち、執筆を快くお引き受けいただいた委員各氏に対して深く感謝申し上げたい。また、本書を作成するにあたり、内外の多くの識者から貴重な意見および情報の提供を受けた。この場を借りて、これらの方々に深く謝意を表したい。

2002年12月

編者